

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認富山地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 3 件 |
| 厚生年金関係 | 3 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は、昭和20年11月29日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、70円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月29日から21年4月1日まで

昭和20年、戦火で実家が焼け、同年4月から勤務していた軍需工場も機械の製造を中止したため、両親の故郷であるA県へ来た。

その後就職口を探したところ、B社では、寮に住むことができ、機械も製造できるとのことだったので、昭和20年11月29日に入社した。

B社が作成した従業員原簿により、昭和20年11月29日に入社したことが確認できるにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録上、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和21年4月1日とされているが、B社（現在は、C社）から提出された従業員原簿により、申立人が、20年11月29日に同社へ入社し62年11月30日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人のB社での厚生年金保険被保険者資格の取得日については、最初に作成された同社に係る厚生年金保険被保険者名簿では昭和21年4月1日とされているものの、2番目に作成された名簿（22年6月から23年8月までの期間に書き換えられたもの）では20年11月29日へ変更されていることが確認でき、当該変更後の日付は申立人の雇入日と同日であり、同社が社会保険事務所へ届け出なければ、社会保険事務所はこれを把握す

ることができないものと考えられる。

さらに、昭和 22 年 6 月から 33 年 10 月までの期間において作成された B 社に係る厚生年金保険被保険者名簿（22 年 6 月以降、少なくとも 4 回の書換えを実施）でも、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日が 20 年 11 月 29 日とされていることが確認できることから、申立人に係る社会保険事務所の年金記録管理に不適切な状況がうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人に関し、昭和 20 年 11 月 29 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る従業員原簿に記載された昭和 20 年 12 月の給与額から、70 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月31日から47年3月1日まで

昭和46年11月ごろにA社（現在は、C社）の組織編成があり、同社D工場を同社B工場に移転統合し、C社E工場が新設された。

私はA社B工場に所属していたため、同社D工場が移転してきても業務内容や勤務場所は変わっておらず、申立期間についても継続して勤務していたのに、厚生年金保険の加入期間に5か月間の空白が生じていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の記録、複数の同僚の証言及びC社からの回答により、申立人がA社B工場及びC社E工場に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社では、C社E工場が昭和47年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となるまでの間、従業員を異動前の事業所において厚生年金保険に加入させる取扱いとしていた状況がうかがえることから、申立人についても、A社B工場における資格喪失日に係る記録を同年3月1日に訂正することが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年9月の社会保険

事務所の記録から、4万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人と同時期にC社E工場に異動し、昭和47年3月1日に同事業所で被保険者資格を取得している者(34人)のうち、申立人を含むA社B工場から異動した者(8人)については、資格喪失日がすべて46年10月31日と記録され、申立人と同様の空白期間が生じており、社会保険事務所が当該8人全員の資格喪失日を誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和46年7月23日）及び資格取得日（47年1月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月23日から47年1月2日まで

昭和45年12月から47年3月31日までの期間において、退職することなく、A社で営業職員として勤務していたにもかかわらず、申立期間について、厚生年金保険の被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険事務所の記録では、A社において昭和45年12月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、46年7月23日に資格を喪失後、47年1月2日に同社で再度被保険者資格を取得しており、46年7月から同年12月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかし、申立人と共にA社で勤務していた同職種の元同僚は、申立人が、申立期間において、勤務時間及び職種等を変えることなく、同社で継続して勤務していたと証言しており、同社における複数の同僚の厚生年金保険の被保険者資格は、申立期間において継続していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事

務所の記録により、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているものの、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年7月から同年12月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月までの期間及び同年 7 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 57 年 3 月まで
② 昭和 57 年 7 月から 59 年 3 月まで

昭和 53 年 4 月ごろ、同年 6 月に第一子を出産予定であった妻が、人から国民年金保険料を納付していないと子に対する福祉の給付が受けられないと聞いたので、妻はすぐに市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行った。また、その後は送付された納付書により、取引先の金融機関を通じて、保険料を納付し、一度も滞納したことは無いので、申立期間について、納付済みであることを認めてほしい。

なお、妻が、私と妻の分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間については、私の国民年金保険料のみが納付済みとなっていることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続の契機として、昭和 53 年 4 月に、その妻が、人から国民年金保険料を納付していないと子に対する福祉の給付が受けられないと聞いたことを挙げている。

しかし、昭和 53 年当時、国民年金保険料を納付していないと受けられない社会福祉の制度が確認できないこと、及び申立人の妻が、当該社会福祉について、子の医療費が無料になることとしていることから、申立人の妻が同年 4 月ごろに行った手続が国民健康保険の加入手続であったと推認できる上、申立人から提出された年金手帳（初めて交付されたもの）及び申立人に係る国民年金被保険者名簿の住所欄にも、59 年 3 月以降に居住している住所地のみが記載されているなど、申立人の妻が 53 年 4 月に国民年金

の加入手続を行ったとは考え難いと認められる。

また、申立人の妻は、自身が国民年金の加入手続をした際に、市職員から「奥さんの加入期間は大丈夫だけれども、旦那さんはギリギリセーフかな」と言われたとしているが、申立人夫妻の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推察される昭和59年5月には、申立人が35歳に到達し、それ以降の国民年金の被保険者期間が老齢年金の受給資格を満たすのに最低限必要な25年となることから、市職員の説明に不自然な点はみられず、当該時点では、申立期間のうち57年3月以前の期間については、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与していないため、納付金額等も不明である上、納付を行ったその妻から聴取しても、取引先の金融機関を通じて納付したとするだけで、納付金額など具体的な状況は不明とするなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

なお、申立人は、その妻が、申立人とその妻の分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、昭和57年4月から同年6月までの期間については申立人の保険料のみが納付済みとなっていることにも納付できないとしているが、申立人に係る当該期間の保険料が、59年7月に、さかのぼって納付されていることが確認できるにもかかわらず、申立人の妻は妻自身の当該期間の保険料を毎月納付したとしていることから、同時に納付されたとは考え難く、申立人とその妻の年金記録が相違していることに不自然さはみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 4 月 から 59 年 3 月 まで

第一子を妊娠中の昭和53年4月ごろ、人から国民年金保険料を納付していないと子に対する福祉の給付が受けられないと聞いたので、すぐに市役所へ出向き、国民年金の加入手続を行った。その後は送付された納付書により、取引先の金融機関を通じて、保険料を納付し、一度も滞納したことは無いので、申立期間について、納付済みであることを認めてほしい。

なお、私が、夫と自分の分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、昭和57年4月から同年6月までの期間については、夫の国民年金保険料のみが納付済みとなっていることにも納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金への加入手続の契機として、昭和53年4月に、自身が、人から国民年金保険料を納付していないと子に対する福祉の給付が受けられないと聞いたことを挙げている。

しかし、昭和53年当時、国民年金保険料を納付していないと受けられない社会福祉の制度が確認できないこと、及び申立人が、当該社会福祉について、子の医療費が無料になることとしていることから、申立人が同年4月ごろに行った手続が国民健康保険の加入手続であったと推認できる上、申立人から提出された年金手帳（初めて交付されたもの）及び申立人に係る国民年金被保険者名簿の住所欄にも、59年3月以降に居住している住所地のみが記載されているなど、申立人が53年4月に国民年金の加入手続を行ったとは考え難いと認められる。

また、申立人は、国民年金の加入手続をした際に、市職員から「奥さん

の加入期間は大丈夫だけれども、旦那さんはギリギリセーフかな」と言われたとしているが、申立人夫妻の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推察される昭和 59 年 5 月には、申立人の夫が 35 歳に到達し、それ以降の国民年金の被保険者期間が老齢年金の受給資格を満たすのに最低限必要な 25 年となることから、市職員の説明に不自然な点はみられず、当該時点では、申立期間のうち 57 年 3 月以前の期間については、時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は、国民年金保険料の納付について、取引先の金融機関を通じて納付したとするだけで、納付金額など具体的な状況は不明とするなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無い。

なお、申立人は、申立人とその夫の分の国民年金保険料を一緒に納付していたにもかかわらず、昭和 57 年 4 月から同年 6 月までの期間については申立人の夫の保険料のみが納付済みとなっていることにも納得できないとしているが、申立人の夫に係る当該期間の保険料が、59 年 7 月に、さかのぼって納付されていることが確認できるにもかかわらず、申立人は、自身の当該期間の保険料を、毎月納付したとしていることから、同時に納付されたとは考え難く、申立人とその夫の年金記録が相違していることに不自然さはみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。